

## 和束町史編纂事務局設置に関する要綱

平成29年5月2日

教委要綱第6号

### (目的)

第1条 この要綱は、相楽東部広域連合教育委員会組織規則（平成21年相楽東部広域連合教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、和束町史編纂事務局（以下「事務局」という。）の設置について定めるとともに、その事務分掌を明確にし、事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (規定の範囲)

第2条 組織、事務分掌及び職員の職については、規則に定めるものを除くほか、必要な事項は、この要綱に定めるものとする。

### (事務局の設置等)

第3条 相楽東部広域連合教育委員会に事務局を置く。

2 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 和束町史編纂委員会に関すること。
- (2) 和束町史に関する資料収集及び編集に関すること。
- (3) その他和束町史編纂に関すること。

### (職制)

第4条 事務局に次の職を置くことができる。

- (1) 事務局長
- (2) 次長
- (3) 主任
- (4) 主事

2 第1項に規定するもののほか、必要によりその他の職員を置くことができる。

### (職務)

第5条 前条第1項に掲げる職の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、事務局の事務を掌理する。
- (2) 次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務を掌理する。
- (3) 前各号に規定する以外の職員は、上司の命を受けて分担事務に従事する。

### (その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。